

医療費の支払いが困難な方は、

ご相談ください

たとえば

- 保険証をお持ちでない方
- 国民健康保険の短期保険証、資格証明書が発行されて困っている方
- 病気や障がいなどで収入がなくなって困っている方
- リストラや失業のため一時的に収入がなくなり困っている方
- 医療費の支払いをすると生活に困難が生じる方



オホーツク勤医協北見病院

〒090-0817 北見市常盤町5丁目7番地5

電話 0157-26-1300

外来の受付時間

午前 8時～11時30分

午後 1時～4時30分

*第1・3土曜日は予約のみ

*木曜日午後は2時受付

*火・土曜日は午後は予約のみ

*夜間診療 木曜日 午後5時30分～8時

HP <http://www.o-kinikyo.or.jp> メール okk@o-kinikyo.or.jp

医療費でお困りの方はご相談ください

オホーツク勤医協北見病院は

「無料・低額診療事業」

(無料または低額な料金で診療を行う事業)

を実施しています。



医療法人 オホーツク勤労者医療協会

オホーツク勤医協北見病院

無料・低額診療事業とは

医療機関で保険給付を受ける場合は、健康保険の負担割合に応じて一部負担金を支払わなければならない規則があります。無料・低額診療事業は社会福祉法の規定により、届け出医療機関が一定の条件を満たすことで、無料診療・一部負担金を減額・免除することができる制度です。

北見病院の無料・低額診療事業の基準

○無料診療

【対象者】 無保険で生活困窮の状態にある場合、外国人、社会的援護を要する人、ホームレスの人々、住所不安定就労者（ネットカフェ難民）、人身取引被害者またはDV被害者。ただし、無料診療を受けることができるのは、健康保険への加入または生活保護の開始までの期間

【減免の額】 全額免除（公的な制度や資源を活用します）

【減免の期間】 原則1ヶ月、最大3ヶ月

○一部負担金の全額・一部免除

【対象者】 生活保護基準を超える収入があっても、医療費一部負担金を支払うことで生活の維持に困難を生じる場合

【減免の額】

・全額免除の場合…1ヶ月の収入が生活保護基準の概ね120%以下及び就学援助世帯

・一部免除の場合…1ヶ月の収入が生活保護基準の概ね140%以下（全額・一部免除も公的な制度や資源を活用します）

【減免の期間】 6カ月を限度

*ただし、受診できる方は中学3年生以上が対象です。

無料・低額診療事業を利用するには

- ①受付時に窓口にお申し出ください（申請日から対象となります）
- ②ソーシャルワーカーや職員がお身体の状態や生活状況などをお聞きします。事前に収入や支出等を証明できるものがあると申請が速やかに行えます（プライバシーは厳守いたします）。

本人ご家族の直近の給与明細書、年金送付通知書、確定申告書、預貯金通帳や生命保険等で通院・入院の給付がある場合はその証書類等収入や財産状況がわかるもの、家賃や借金の返済に関する書類、就学援助認定通知書、健康保険証、印鑑等をご用意ください。

***すぐに準備ができなくても、まずは受診をしてご相談ください**

北見市の生活保護基準の目安

例1

高齢者夫婦2人暮らし(80歳、74歳)

生活保護基準113,170円、住宅扶助を含めると143,170円

例2

高齢者1人暮らし(70歳)

生活保護基準65,710円、住宅扶助を含めると90,710円

例3

夫婦2人、子供3人(34歳、33歳、6歳、2歳)

生活保護基準193,078円、住宅扶助を含めると218,078円

目安ですので、詳しい金額を知りたい場合は北見市役所にお問い合わせください。

